



# いじめ総合対策

【第2次・一部改定】

上 巻 [学校の取組編]

令和3年2月  
東京都教育委員会

## はじめに

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定しました。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきました。

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。そのため、東京都教育委員会は、条例に基づき設置された附属機関である「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」に対して、平成30年11月、「いじめ総合対策【第2次】」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問しました。令和2年7月に、同委員会からこの諮問に対する答申を得たところです。

この答申には、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた取組の成果等が明記されています。一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」、「児童・生徒にSOSを出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについては、今後、更に取組の改善を図っていくことが必要であることが示されました。これらの検証・評価を基に、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に向けて、5つの提言及び7つの方策\*が挙げられています。

この冊子は、上記の答申等を踏まえて、「いじめ総合対策【第2次】」の一部を改定したものです。

各学校においては、令和3年度から6年度までの4年間、この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っていくことになります。

この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を真に実効性のあるものしていくのは、各学校における魂のこもった日々の実践と、教職員一人一人の子供に対する熱意にほかなりません。

東京都教育委員会は、今後とも、全ての学校、全ての教職員の真摯な取組を、全力で応援してまいります。

令和3年2月

東京都教育委員会

※

### 5つの提言

- (1) まず、子供を信頼していることを示そう。
- (2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。
- (3) 子供をみる目を養おう。
- (4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。
- (5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

### 7つの方策

- (1) 「子供自らがいじめについて考え、行動できる」取組の一層の充実
- (2) 学校の教育活動全体を通したいじめ防止の取組の充実
- (3) いじめの認知に至るプロセスの明示
- (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用
- (5) 家庭・地域向けプログラムや啓発資料等の作成・活用
- (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知
- (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

# 上 巻 [学校の取組編]

はじめに

## 第 1 部 学校の取組

第1章	いじめ防止の取組を推進する6つのポイント	8
	いじめ防止において必ず取り組む18の項目	10
	6(ポイント)×4(段階)の具体的な取組	14
第2章	4段階の具体的な取組	16
	1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～	
	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	20
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	23
	(3) いじめを許さない指導の充実	28
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	31
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	35
	2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～	
	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	37
	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	42
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	44
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	46
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	51

3	早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～	
	(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	55
	(2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	58
	(3)加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	59
	(4)重大事態につながらないようにするための対応	61
	(5)所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	67
4	重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～	
	(1)重大事態発生の判断	69
	(2)被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	72
	(3)加害の子供の更生に向けた指導及び支援	74
	(4)他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	77
	(5)いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告	79

### 第3章 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握・検証と改訂

1	「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証	82
2	「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール	82

第2部 資料

1	学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応	
	(1)年間計画例	84
	(2)いじめ防止対策の推進における学校、家庭、地域、関係機関等の役割	86
	(3)ふれあい月間「学校シート」を活用したPDCAサイクルによる評価・改善	88
	(4)新型コロナウイルス感染症対策に伴う健全育成の取組	92
2	アンケート、チェックリスト例	
	(1)教職員向けチェックリスト例	94
	(2)児童・生徒向けアンケート質問項目例	95
	(3)生活意識調査例	96
3	教育相談	
	(1)「SOSの出し方に関する教育」の推進	100
	(2)考えよう!いじめ・SNS@Tokyo	102
	(3)いじめ防止カード等	103
	(4)児童・生徒、家庭への相談窓口の案内	103
	(5)スクールカウンセラーによる全員面接の進め方	104
	(6)子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレット	108
4	SNS東京ルール	
	「SNS東京ルール」の改訂について	110
5	地域、関係機関との連携	
	(1)学校サポートチームの活用	112
	(2)警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項	114
	(3)学校において生じる可能性のある犯罪行為等について	116

## 6 法、条例、規則等

(1) いじめ防止対策推進法	117
(2) いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議	123
(3) 東京都いじめ防止対策推進条例	124
(4) 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則	126
(5) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則	126
(6) 東京都いじめ問題調査委員会規則	127
(7) 東京都いじめ防止対策推進基本方針	128
(8) いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例について	131
(9) いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について	142
(10) 東京都いじめ防止対策推進条例における都立学校・私立学校・区市町村立学校の関係	143
(11) 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要	144

### 下 巻 [実践プログラム編] 目次(概要)

<b>第3部</b>	いじめ防止のための「学習プログラム」
第1章	「学習プログラム」の概要
第2章	「学習プログラム」の指導内容一覧
第3章	学習プログラム
1	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
2	互いの個性の理解
3	望ましい人間関係の構築
4	規範意識の醸成
<b>第4部</b>	いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」
第1章	「教員研修プログラム」の概要
第2章	「教員研修プログラム」
1	「いじめ」の定義の確実な理解
2	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
3	いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
4	いじめを生まない環境づくり
5	いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
6	「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
7	いじめの早期発見のための情報共有
8	自己の取組を点検するレーダーチャートの活用
9	いじめの解消に向けて効果のあった取組
第3章	いじめ問題への対応事例

<b>第5部</b>	いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」
第1章	「保護者プログラム」の概要
第2章	保護者プログラム
1	学校いじめ防止基本方針
2	いじめの早期発見
3	相談しやすい環境づくり
4	いじめへの対処
5	インターネット上でのいじめ
<b>第6部</b>	いじめ問題解決のための「地域プログラム」
第1章	「地域プログラムの概要」
第2章	地域プログラム

## 本文の記載等に関する注釈

### 1 「具体的な取組」の位置付けについて

- ◆ 本文 20 ページから 81 ページに記載されている「具体的な取組」は、全ての学校において取り組むべき内容を指す。
- ◆ この「具体的な取組」については、その位置付けに応じて、以下の 8 点に分類している。

	本文表中の表記	取組の位置付け
①	法による義務規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組
②	法による充実・推進規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組
③	法による必要がある場合の実施規定	「いじめ防止対策推進法」により、必要がある場合に実施するよう示されていたり、例示されていたりする取組
④	全校で実施	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組
⑤	全校で充実・推進	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組
⑥	各学校で工夫・改善	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑦	教職員が工夫・改善	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑧	必要に応じて実施・例示	「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示したりしている取組

### 2 「被害の子供」、「加害の子供」、「周囲の子供」について

- ◆ 本文では、平成 26 年 7 月策定の「いじめ総合対策」、平成 29 年 2 月策定の「いじめ総合対策【第 2 次】」の表現を引き継ぎ、便宜的に、いじめを受けた子供を「被害の子供」、いじめに該当する行為を行った子供を「加害の子供」、いじめが行われていることを見たり聞いたりしていた子供を「周囲の子供」と称している。
- ◆ 学校は、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要である。この表現をもって、子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応することを意味するものではない。

## 第 1 部

# 学校の取組

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、以下の6点のポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

### ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

### ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

### ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す 《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していくことが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

いじめ防止の取組を推進するに当たっては、次の3点について、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

#### ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行うとともに、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

#### ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明する、「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすく伝えるなど、学校と保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことができるようにする。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

#### ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに<sup>し</sup>対峙する 《地域、関係機関等との日常からの連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 学校は、日常から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容や、学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、課題解決に向けた方策について協議するなど、双方向の関係づくりに努めるとともに、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

# いじめ防止において必ず取り組む18の項目

本ページでは、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」に基づき、教員が必ず取り組む項目を18にまとめている。日常における自身のいじめ防止の取組を点検・評価し、改善を図り、対応力を高めることが大切である。

※ この18の項目は、ふれあい月間「教職員シート」（90ページ参照）に対応している。

## ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

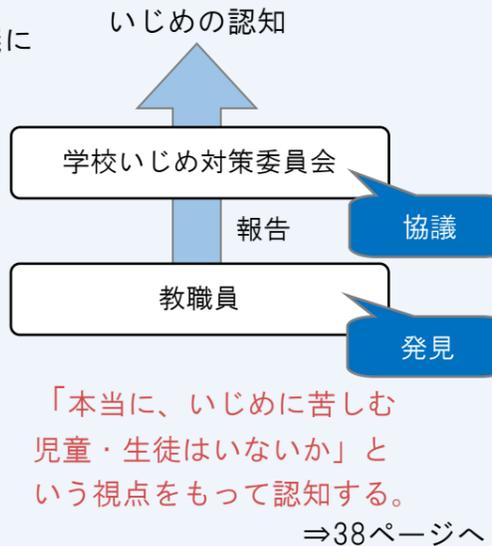
未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対処

### ①定義に基づく確実ないじめの認知

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

#### いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



### ②対応方針・役割分担の協議

○いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



## ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

### ③年3回以上の研修の実施

○年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしているか。



いじめ総合対策【第2次・一部改定】  
下巻 [実践プログラム編] 等を参考

教職員一人一人の対応力の向上を図る。

⇒27ページへ

### ④学校いじめ対策委員会についての理解

○「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解しているか。

学校いじめ対策委員会

いじめ防止対策において中核となる組織

- ・年間計画の作成と実施
- ・記録の保管と引継ぎ
- ・学校サポートチーム会議の実施
- ・学校評価の実施や「学校いじめ防止基本方針」の改訂 等

未然防止から  
対応まで

あなたの学校の構成メンバー

⇒25～26ページへ

### ⑤基本方針の理解

○自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。

学校  
いじめ防止  
基本方針

全教職員、保護者、地域等  
による、いじめ防止対策の  
在るべき姿の共通理解

実効性があり、学校として確実に  
やり切っていくための行動計画  
・基本的な考え方 ・組織  
・年間計画 ・対応の手順 等

内容について自分の言葉で  
分かりやすく説明できるようにする。

⇒24ページへ

### ⑥学校いじめ対策委員会への報告

○児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。



⇒45ページへ

### ⑦重大事態の定義・対処

○いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解しているか。

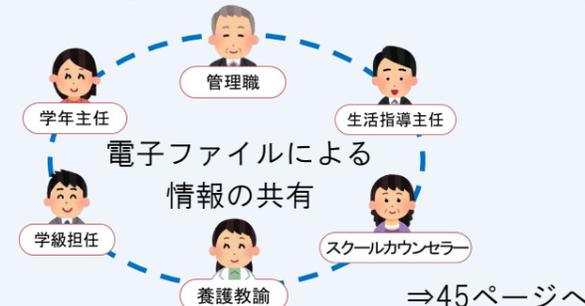
(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

被害児童・生徒や保護者からの申立てがあったときも「疑いがある」と考える。 ⇒70ページへ

### ⑧情報共有シートの活用

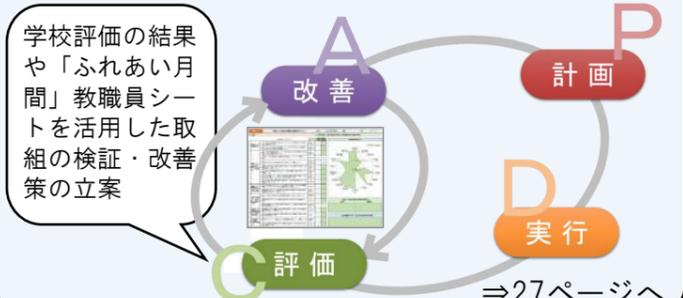
○いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。



⇒45ページへ

### ⑨学校評価の活用

○いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。



⇒27ページへ

## ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ＜教育相談体制の充実＞

### ⑩児童・生徒アンケートの実施

発

○いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有しているか。

いじめやいじめの疑いがある状況を認知するための重要な参考資料とする。

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討する。

周囲の子供に気付かれることなく、安心して悩みを記述できるように配慮する。

アンケート用紙は、「文書管理規則」等に基づき、**全員分**を確実に保管する。

⇒47～48ページへ

### ⑪SOSの出し方に関する教育の推進

未

○子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導しているか。

身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。

身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援できるようにする。



全ての子供たちを対象とした指導  
「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」

校長講話 学級指導 相談窓口一覧 配布時

年間計画に位置付け、全教職員による計画的な指導を  
子供の不安や悩みを十分に聴き取る。

⇒30ページへ

## ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする ＜日常の授業から、話し合い等を通して多様性を認め合う態度を育成＞

### ⑫いじめに関する授業の実施

未

○いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施しているか。



いじめ総合対策  
【第2次・一部改定】下巻  
【実践プログラム編】



ウェブサイト「考えよう!  
いじめ・SNS@Tokyo」

いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。  
自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。  
⇒29ページへ

### ⑬いじめを許さない指導の徹底

未

○児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。

同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。

相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

⇒29ページへ

### ⑭合意形成や意思決定の場面の設定

未

○日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

多様性や互いのよさを認め合える態度の育成

授業で…



グループでの  
対話や協議



集団での  
課題解決

授業以外で…



部活動で



友達との関わりで



家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。

⇒21・32ページへ

## ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

### ⑮基本方針の周知

未

○保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。



学校ホームページへの掲載



学年便りでの周知

年度当初の  
保護者会で



道徳授業地区  
公開講座で

全ての教職員が分かりやすい言葉で説明  
「知らせる」のみならず、「伝える」ように

⇒36ページへ

### ⑯保護者への対応方針の伝達

対重

○いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して  
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を  
丁寧に説明する。

その上で…

・被害の子供の保護者に対して

子供の安全確保、心理的ストレスや不安の  
解消についての説明 等

・加害の子供の保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、  
家庭での指導の依頼 等

互いの子供が安心して学校生活を  
送ることができるように

⇒63ページへ

## ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する ＜地域、関係機関等との日常からの連携＞

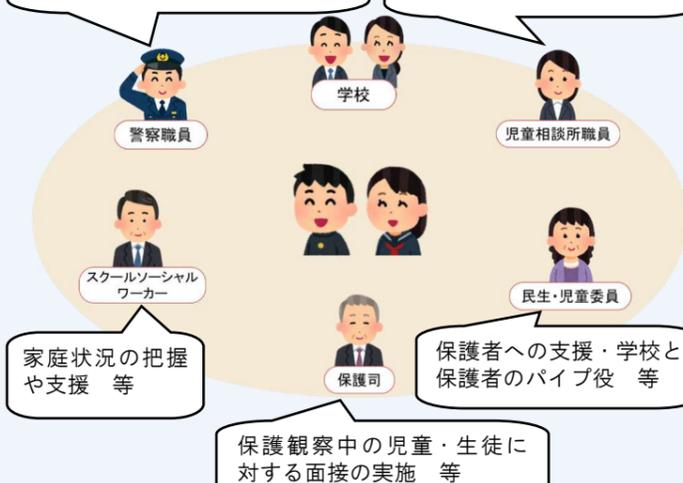
### ⑰地域、関係機関等との連携

未 発 対重

○学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解しているか。

犯罪行為への対応、少年相談、  
補導、地域パトロール 等

児童・生徒及び保護者への  
指導と相談 等



普段からのパートナーシップ、  
双方向の関係づくりを行う。

⇒36・52～54  
ページへ

### ⑱重大性が高い事案への対応

対重

○いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解しているか。



例えば…

プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。  
暴行 (刑法第208条)

教科書等の所持品を盗む。  
窃盗 (刑法第235条)

「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。  
脅迫 (刑法第222条)

被害の子供の安全を確保し、  
加害の子供の更生を図る。 ⇒64・75ページへ

# 6（ポイント）×4（段階）の具体的な取組

	未然防止	早期発見
見逃さない 軽微ないじめも	「いじめに関する研修」の実施 <sup>27</sup>	教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進 <sup>38</sup> 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底 <sup>39</sup> 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察 <sup>43</sup> 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用 <sup>43</sup> 定期的な「生活意識調査」等の実施 <sup>43</sup> 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察 <sup>45</sup> 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存 <sup>47</sup>
一丸となって取り組む 教員一人で抱え込まず、 学校組織全体で	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり <sup>24</sup> 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 <sup>24</sup> 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催 <sup>25</sup> PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂 <sup>27</sup>	一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築 <sup>45</sup> 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底 <sup>45</sup>
子供を守り通す 相談しやすい環境 の中で、いじめから	子供と教職員の信頼関係の構築 <sup>22</sup> SOSの出し方に関する教育の推進 <sup>30</sup>	学級担任等による定期的な個人面談 <sup>43</sup> 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知 <sup>47</sup> スクールカウンセラーによる全員面接 <sup>49</sup> いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組 <sup>49</sup> 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用 <sup>50</sup> 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知 <sup>50</sup> 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談へのアクセス <sup>50</sup>
子供たち自身が、 いじめについて考え 行動できるようにする	魅力ある授業の実現 <sup>21</sup> 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導 <sup>21</sup> 自己肯定感や自尊感情を高める指導 <sup>22</sup> よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導 <sup>22</sup> いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり <sup>29</sup> 「いじめに関する授業」の実施 <sup>29</sup> 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施 <sup>29</sup> 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底 <sup>30</sup> 互いに認め合う態度を育む取組 <sup>32</sup> 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組 <sup>32</sup> 取組の推進役を担えるリーダーの育成 <sup>33</sup> 児童会・生徒会活動による取組 <sup>33</sup> 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し <sup>34</sup> 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発 <sup>34</sup>	
保護者の理解と 協力を得て、 いじめの解決を図る	保護者や、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼 <sup>36</sup>	保護者相談、面談、家庭訪問等の実施 <sup>52</sup> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施 <sup>52</sup>
社会全体の力を結 集し、いじめに対 峙する	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進 <sup>34</sup> 「学校サポートチーム」会議の定期開催 <sup>36</sup>	P T A、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報 <sup>52</sup> 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報 <sup>53</sup> 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供 <sup>53</sup> 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報 <sup>53</sup> 学校非公式サイト等の監視による情報への対応 <sup>54</sup>

※ 具体的な取組の末尾にある口で囲まれた数字は、該当ページを示している。

※ 赤字で示した取組は、「いじめ防止対策推進法」で規定されているものである。また、下線の取組は、その中でも「全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられているもの」である。

	早期対応	重大事態への対処
	<p>解消の確認<sup>57</sup></p>	
	<p>教職員からの報告を受けての対応方針の決定<sup>56</sup>            対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言<sup>56</sup>            対応記録のファイリング<sup>57</sup>            被害の子供の安全確保と不安解消<sup>62</sup>            加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察<sup>62</sup></p>	<p>教職員による「重大事態」の定義の確実な理解<sup>70</sup>            学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援<sup>72</sup>            いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導<sup>74</sup>            教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援<sup>75</sup>  <u>別室での学習の実施<sup>75</sup></u>            懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保<sup>76</sup>  <u>「不登校重大事態」における調査<sup>80</sup></u></p>
	<p><u>重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告<sup>68</sup></u>  <u>重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援<sup>68</sup></u></p>	<p><u>所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断<sup>70</sup></u>  <u>重大事態発生の報告<sup>71</sup> 調査組織の決定と調査の実施<sup>79</sup></u>  <u>教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告<sup>81</sup></u>  <u>地方公共団体の長による再調査への協力<sup>81</sup></u></p>
	<p>一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例<sup>58</sup>            継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例<sup>58</sup>            登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例<sup>58</sup>            好意で行った言動に対する指導例<sup>59</sup>            意図せずに行った言動への指導例<sup>59</sup>            衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例<sup>59</sup>            衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例<sup>59</sup>            故意で行った暴力を伴わない言動への指導例<sup>59</sup>            故意で行った暴力を伴う言動への指導例<sup>59</sup>            いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例<sup>59</sup></p>	
	<p><u>被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応<sup>63</sup></u></p>	<p>保護者への対応方針及び対応経過の説明<sup>73</sup>            保護者への説明や協力関係の構築<sup>74</sup>            保護者・PTAの協力体制による問題解決<sup>77</sup>  <u>被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供<sup>80</sup></u></p>
	<p>いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼<sup>63</sup>            地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等<sup>64</sup></p>	<p>外部人材や関係機関等と連携した支援<sup>73</sup>            教育支援センター等と連携した支援<sup>73</sup>  <u>警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援<sup>75</sup></u>  <u>「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決<sup>77</sup></u>  <u>東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決<sup>78</sup></u></p>
	<p><u>警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応<sup>64</sup></u>  <u>児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等<sup>65</sup></u>  <u>インターネットを通じて行われるいじめへの対応<sup>65</sup></u></p>	